

平成29年7月7日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
所長 湊 和生

「原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画」の読み替えについて（連絡）

平成29年3月24日付けで提出しました「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画」につきまして、平成29年7月1日付け原子力規制庁の組織名称変更等に伴い、今後、添付資料のとおり読み替えて防災業務を遂行しますので、連絡いたします。

添付資料

- ・「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

以上

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読み替え前 (平成 29 年 3 月 24 日 修正版)	読み替え後 (平成 29 年 7 月 1 日から適用)	理 由
<p>目次 (省略)</p> <p>別図、別表、様式一覧 (省略)</p> <p>第 1 章、第 2 章 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 緊急事態応急対策等の実施</p> <p>特定事象の発生から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害の拡大の防止を図るため、初期対応、応急措置及び緊急事態応急対策を実施する。</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 初期対応</p> <p>1. 現地対策本部の設置</p> <p>原子力防災管理者は、特定事象が発生した場合、第 2 章第 2 節の「原子力防災組織の運営」に基づき、現地対策本部を設置し、原子力防災要員等を招集するとともに、自ら現地対策本部長として原子力防災組織の指揮を行う。</p> <p>2. 通報連絡</p> <p>原子力防災管理者は、特定事象の発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長並びに官邸、県警本部、ひたちなか・東海広域事務組合消防本部、茨城海上保安部、原子力防災専門官、<u>茨城地方放射線モニタリング対策官</u>、原子力緊急時支援・研修センター等、別図－2 (1) に示す関係機関に対し、様式 6－1 又は様式 6－2 により、同報ファクシミリ装置等を用いて送信するとともに、送信した旨を直ちに電話で連絡する。同報ファクシミリ装置が使用できない場合は、各様式に掲げる事項の通報の方法として、なるべく早く到達する手段を用いて連絡するものとし、連絡を受けた旨を直ちに通報先に確認する。また、現地対策本部長は、事故状況の推移に伴い変化する情報について継続的に収集し、定期的に報告する。</p> <p>別表－11 に原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準を示す。</p> <p>なお、特定事象に該当しない原子力施設の異常の発生、又は特定事象或いは原子力緊急事態に発展するおそれがある場合には、原子力防災管理者は、茨城県原子力安全協定、規制法に基づき、原子力規制委員会、茨城県、東海村等の関係機関に連絡する。</p> <p>また、原子力科学研究所が責任を負う事業所外運搬の場合にあつては、直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、原子力緊急時支援・研修センター等、別図－2 (1) に示す関係機関のうち必要な機関に通報連絡する。</p> <p>なお、通報連絡及び報告を行った場合は、その内容を記録として保存する。</p> <p>3. 情報の収集と提供</p> <p>(1) 現地対策本部長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集する。</p>	<p>目次 (変更なし)</p> <p>別図、別表、様式一覧 (変更なし)</p> <p>第 1 章、第 2 章 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 緊急事態応急対策等の実施</p> <p>特定事象の発生から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害の拡大の防止を図るため、初期対応、応急措置及び緊急事態応急対策を実施する。</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 初期対応</p> <p>1. 現地対策本部の設置</p> <p>原子力防災管理者は、特定事象が発生した場合、第 2 章第 2 節の「原子力防災組織の運営」に基づき、現地対策本部を設置し、原子力防災要員等を招集するとともに、自ら現地対策本部長として原子力防災組織の指揮を行う。</p> <p>2. 通報連絡</p> <p>原子力防災管理者は、特定事象の発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長並びに官邸、県警本部、ひたちなか・東海広域事務組合消防本部、茨城海上保安部、原子力防災専門官、<u>上席放射線防災専門官</u>、原子力緊急時支援・研修センター等、別図－2 (1) に示す関係機関に対し、様式 6－1 又は様式 6－2 により、同報ファクシミリ装置等を用いて送信するとともに、送信した旨を直ちに電話で連絡する。同報ファクシミリ装置が使用できない場合は、各様式に掲げる事項の通報の方法として、なるべく早く到達する手段を用いて連絡するものとし、連絡を受けた旨を直ちに通報先に確認する。また、現地対策本部長は、事故状況の推移に伴い変化する情報について継続的に収集し、定期的に報告する。</p> <p>別表－11 に原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準を示す。</p> <p>なお、特定事象に該当しない原子力施設の異常の発生、又は特定事象或いは原子力緊急事態に発展するおそれがある場合には、原子力防災管理者は、茨城県原子力安全協定、規制法に基づき、原子力規制委員会、茨城県、東海村等の関係機関に連絡する。</p> <p>また、原子力科学研究所が責任を負う事業所外運搬の場合にあつては、直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、原子力緊急時支援・研修センター等、別図－2 (1) に示す関係機関のうち必要な機関に通報連絡する。</p> <p>なお、通報連絡及び報告を行った場合は、その内容を記録として保存する。</p> <p>3. 情報の収集と提供</p> <p>(1) 現地対策本部長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集する。</p>	<p>原子力規制庁の組織名称の変更等</p>

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読み替え前 (平成 29 年 3 月 24 日 修正版)	読み替え後 (平成 29 年 7 月 1 日から適用)	理 由
<p>① 事故の発生時刻及び場所</p> <p>② 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置</p> <p>③ 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況</p> <p>④ 敷地周辺における放射線量率及び放射性物質の量の測定結果</p> <p>⑤ 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況</p> <p>⑥ 気象状況</p> <p>⑦ その他必要と認める事項</p> <p>(2) 現地対策本部長は、事故状況の推移に伴い変化する上記(1)の各項目の情報を継続的に収集し、様式7-1又は様式7-2を用いて内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、原子力防災専門官、<u>茨城地方放射線モニタリング対策官</u>、茨城県知事、東海村長、原子力緊急時支援・研修センター、関係機関及び機構対策本部長に同報ファクシミリ装置を用いて送信するとともに、送信した旨を直ちに電話で連絡する。同報ファクシミリ装置が使用できない場合は、各様式に掲げる事項の通報の方法として、なるべく早く到達する手段を用いて連絡を行い、連絡を受けた旨を直ちに通報先に確認することとし、応急対策活動に支障の生ずることがないように国、県、関係市町村及びその他の防災関係機関と調整する。</p> <p>4. 原子力科学研究所外関係機関との連絡方法 現地対策本部長は、別図-2(1)の連絡経路により原子力科学研究所外関係機関に連絡を行う場合は、別表-4に示す設備及び電話等を利用して行う。</p> <p>5. 通話制限 現地対策本部長は、緊急事態応急対策等の活動時の通信を確保するため、必要と認めた時は、通話制限その他必要な措置を講じる。</p> <p>第3章第2節～第5章 (省略)</p> <p>別図-1(1)、別図-1(2) (省略)</p>	<p>① 事故の発生時刻及び場所</p> <p>② 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置</p> <p>③ 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況</p> <p>④ 敷地周辺における放射線量率及び放射性物質の量の測定結果</p> <p>⑤ 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況</p> <p>⑥ 気象状況</p> <p>⑦ その他必要と認める事項</p> <p>(2) 現地対策本部長は、事故状況の推移に伴い変化する上記(1)の各項目の情報を継続的に収集し、様式7-1又は様式7-2を用いて内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、原子力防災専門官、<u>上席放射線防災専門官</u>、茨城県知事、東海村長、原子力緊急時支援・研修センター、関係機関及び機構対策本部長に同報ファクシミリ装置を用いて送信するとともに、送信した旨を直ちに電話で連絡する。同報ファクシミリ装置が使用できない場合は、各様式に掲げる事項の通報の方法として、なるべく早く到達する手段を用いて連絡を行い、連絡を受けた旨を直ちに通報先に確認することとし、応急対策活動に支障の生ずることがないように国、県、関係市町村及びその他の防災関係機関と調整する。</p> <p>4. 原子力科学研究所外関係機関との連絡方法 現地対策本部長は、別図-2(1)の連絡経路により原子力科学研究所外関係機関に連絡を行う場合は、別表-4に示す設備及び電話等を利用して行う。</p> <p>5. 通話制限 現地対策本部長は、緊急事態応急対策等の活動時の通信を確保するため、必要と認めた時は、通話制限その他必要な措置を講じる。</p> <p>第3章第2節～第5章 (変更なし)</p> <p>別図-1(1)、別図-1(2) (変更なし)</p>	<p>原子力規制庁の組織名称の変更等</p>

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読み替え前 (平成 29 年 3 月 24 日 修正版)		読み替え後 (平成 29 年 7 月 1 日 から 適用)		理 由	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">現地対策本部</div> <div style="text-align: center;">↓ (FAX、電話)</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">現地対策本部</div> <div style="text-align: center;">↓ (FAX、電話)</div>			
区 分	関 係 機 関	区 分	関 係 機 関		
官庁関係	内閣府 (内閣総理大臣)	内閣府 (内閣総理大臣)		原子力規制庁の組織名称の変更等	
	内閣官房 (内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付)	内閣官房 (内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付)			
	内閣官房 (内閣情報集約センター)	内閣官房 (内閣情報集約センター)			
	内閣府 政策統括官 (原子力防災担当) 付 参事官 (総括担当) 付	内閣府 政策統括官 (原子力防災担当) 付 参事官 (総括担当) 付			
	原子力規制庁 (<u>原子力災害対策・核物質防護課</u>)	原子力規制庁 (<u>緊急事態対策室</u>)			
	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所			
	国土交通省 (海事局検査測度課: 海上輸送の場合) *外運	国土交通省 (海事局検査測度課: 海上輸送の場合) *外運			
	(自動車局環境政策課: 陸上輸送の場合) *外運	(自動車局環境政策課: 陸上輸送の場合) *外運			
	現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会 *設置	現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会 *設置			
	関係省庁事故対策連絡会議及び原子力災害対策 (警戒) 本部 *設置	関係省庁事故対策連絡会議及び原子力災害対策 (警戒) 本部 *設置			
	原子力防災専門官	<u>原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所 (原子力防災専門官)</u>			
	<u>茨城地方放射線モニタリング対策官</u>	<u>原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所 (上席放射線防災専門官)</u>			
	原子力緊急時支援・研修センター	原子力緊急時支援・研修センター			
	水戸労働基準監督署	水戸労働基準監督署			
	ひたちなか・東海広域事務組合消防本部	ひたちなか・東海広域事務組合消防本部			
	茨城県警察本部	茨城県警察本部			
	茨城県防災・危機管理課	茨城県防災・危機管理課			
	茨城県ひたちなか警察署	茨城県ひたちなか警察署			
	第三管区海上保安本部茨城海上保安部	第三管区海上保安本部茨城海上保安部			
	日立市消防本部	日立市消防本部			
特定事象が発生した場所を管轄する警察機関、消防機関及び海上保安部署 *外運	特定事象が発生した場所を管轄する警察機関、消防機関及び海上保安部署 *外運				
地方自治体	県 茨城県原子力安全対策課	県 茨城県原子力安全対策課		原子力規制庁の組織名称の変更等 原子力規制庁の組織名称の変更等	
	所在 東海村防災原子力安全課	所在 東海村防災原子力安全課			
	隣接	ひたちなか市	ひたちなか市		
		那珂市	那珂市		
		日立市	日立市		
		常陸太田市	常陸太田市		
	隣々接	水戸市	水戸市		
		城里町	城里町		
		大洗町	大洗町		
		常陸大宮市	常陸大宮市		
その他	特定事象が発生した場所を管轄する都道府県及び市町村 *外運	特定事象が発生した場所を管轄する都道府県及び市町村 *外運			
その他関係機関	茨城沿海地区漁業協同組合連合会	茨城沿海地区漁業協同組合連合会			
	久慈町漁業協同組合	久慈町漁業協同組合			
	久慈浜丸小漁業協同組合	久慈浜丸小漁業協同組合			
	磯崎漁業協同組合	磯崎漁業協同組合			
*設置: 設置されている場合 *外運: 事業所外運搬の場合		*設置: 設置されている場合 *外運: 事業所外運搬の場合			
別図-2(1) 原子力科学研究所外通報連絡系統		別図-2(1) 原子力科学研究所外通報連絡系統			

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読み替え前 (平成 29 年 3 月 24 日 修正版)	読み替え後 (平成 29 年 7 月 1 日 から 適用)	理 由
別図-2 (2)～別図-5 まで (省略) 別表-1～別表-12 (省略) 様式 1～様式 9 (省略)	別図-2 (2)～別図-5 まで (変更なし) 別表-1～別表-12 (変更なし) 様式 1～様式 9 (変更なし)	